

お客様各位

伊藤忠エネクス株式会社

電気需給約款等の変更について

伊藤忠エネクス株式会社の電気需給約款を2018年6月25日付で変更致しますので、ご案内申し上げます。変更内容の詳細につきましては、別紙をご参照ください。

1. 変更の対象となる約款等

- 電気需給約款（特別高圧）
- 電気需給約款（高圧）
- 電気需給約款（法人低圧）

2. 変更の概要

- ・2018年6月5日付の「電気料金の算定誤りに関するお詫びとお知らせ」にてご案内しておりますとおり、約款等と当社の電気料金計算システムとの整合性を図るため、日割計算式を変更いたします。
- ・無契約状態で当社に電気の契約をお申込みされたお客さまの電気の契約日（供給開始日）に関する内容を追加いたします。
- ・契約終了日に関する内容を追加いたします。
- ・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の改正に基づき、引用条文等を変更いたします。
- ・その他誤記訂正等の軽微な変更を行います。

別紙の変更内容にご承諾いただける場合は、特段のお手続きは不要です。

3. 変更の効力発生日

2018年6月25日（月）

4. 変更後の約款等の掲載先

URL：https://www.itcenex.com/business/power_utility/power-retailing/

5. 本件に関するお問い合わせ先

伊藤忠エネクス株式会社

担当部署： 電力・ユーティリティ部門 電力販売部

電話番号： 03-6327-8029（月曜日～金曜日、9:00～17:30 祝祭日除く）

以上

電気需給約款（特別高圧）

【 電気需給約款の変更内容 】

	現行 (新設)	変更後
6 需給契約		<u>(5) 無契約状態で電気を使用しているお客さまから当社に対し本契約の申込みがあった場合、当社は、無契約期間について最終保障供給を受けたとするか、当該無契約状態の始期の日から遡って当社と契約していたとするかのいずれかをお客さまに選択していただくことにより、かかる本契約の申込みを受け付けるものとします。</u>
9 供給の開始	(新設)	<u>(3) 当社は、6(需給契約)(5)に基づきお客さまが無契約状態の始期より当社と契約していたことを選択された場合、当該無契約状態の始期の日を需給開始日とすることとします。</u>
11 契約電力等	<p>(ハ) 常時供給メニューと同一計量される場合の自家発補給電力の使用電力量</p> <p>a 使用電力量は、自家発補給電力の供給時間中に計量された使用電力量から、次により決定する基準の電力に自家発補給電力の供給時間を乗じて得た値を差し引いた値といたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、自家発補給電力の使用のつど選択することは出来ません。</p> <p>(a) 常時供給メニューが標準電力であるお客さまの場合には、原則として次のいずれかを基準として各時間帯別に決定するものといたします。</p> <p>① 自家発補給電力の使用の前月または前年同月における常時供給メニューの平均電力</p> <p>② 自家発補給電力の使用の前3月間における常時供給メニューの平均電力</p> <p>③ 自家発補給電力の使用の前3日間における常時供給メニューの平均電力</p> <p>(b) 常時供給メニューが季節別時間帯別電力であるお客さまの場合には、原則として次のいずれかを基準として各時間帯別に決定するものといたします。</p> <p>① 自家発補給電力の使用の前月または前年同月における常時供給メニューの各時間帯別の平均電力</p> <p>② 自家発補給電力の使用の前3月間における常時供給メニューの各時間帯別の平均電力</p> <p>③ 自家発補給電力の使用の前3日間における常時供給メニューの各時間帯別の平均電力</p> <p>(c) 常時供給メニューが休日高負荷電力であるお客さまの場合には、原則として次のいずれかを基準として各平休日別に決定するものといたします。</p> <p>① 自家発補給電力の使用の前月または前年同月における常時供給メニューの平休日別の平均電力</p> <p>② 自家発補給電力の使用の前3月間における常時供給メニューの平休日別の平均電力</p>	<p>ハ) 常時供給メニューと同一計量される場合の自家発補給電力の使用電力量は、<u>原則として、自家発補給電力の供給時間中に計量された 30 分の使用電力量から、常時供給メニューの契約電力を 2 で除した値を差し引いた値</u>といたします。</p> <p><u>ただし、</u>自家発補給電力の継続した使用期間を通算して自家発補給電力の使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は、自家発補給電力の供給時間中の各時間ごとに使用電力量から<u>常時供給メニューの契約電力</u>にその時間を乗じて得た値を差し引いた値の合計を自家発補給電力の使用電力量といたします。</p>

	<p>③ 自家発補給電力の使用の前3日間における常時供給メニューの平休日別の平均電力</p> <p>b 自家発補給電力の継続した使用期間を通算して自家発補給電力の使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は、自家発補給電力の供給時間中の各時間ごとに使用電力量から本条(2)ロ(ハ) a により定めた基準の電力にその時間を乗じて得た値を差し引いた値の合計を自家発補給電力の使用電力量といたします。</p> <p>c 自家発補給電力の使用電力量は、原則として自家発補給電力の最大需要電力に自家発補給電力の使用時間を乗じて得た値を越えないものといたします。</p>	
<p>14 使用電力量の計量および検針</p>	<p>イ 検針は、当社がお客さまに対しあらかじめお知らせした日（一般送配電事業者の供給地点の属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日（以下「検針の基準となる日」といいます。）および休日等を考慮して定められます。）において各月ごとに一般送配電事業者により行われ、お客さまが不在等のため一般送配電事業者が検針できなかった場合は、別の日に検針が行われます。</p> <p>ロ 一般送配電事業者は、やむをえない事情がある場合には、前号にかかわらず、一般送配電事業者がお客さまにあらかじめお知らせした日以外の日に検針を行うことがあります。なお、この場合であっても、一般送配電事業者がお客さまにあらかじめお知らせした日に検針を行ったものとみなされます。</p> <p>ハ 一般送配電事業者は、お客さまへの電気の供給開始日から、その直後の供給地点の属する検針区域の検針日までの期間が短い場合、本条(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行わないことがあります。この場合、供給開始日の直後の、供給地点の属する検針区域において検針を行うとされている日に検針を行ったものとみなされます。</p> <p>ニ 一般送配電事業者は、前号に掲げる場合を除くほか、非常変災等特別の事情がある場合、第イ号にかかわらず、各月ごとに検針を行わないことがあります。この場合でも、検針を行わない月については、一般送配電事業者がお客さまにあらかじめお知らせした日に検針を行ったものとみなされます。</p>	<p>イ 検針は、<u>原則として一般送配電事業者があらかじめ定めた日</u>において各月ごとに一般送配電事業者により行われ、お客さまが不在等のため一般送配電事業者が検針できなかった場合は、別の日に検針が行われます。</p> <p>ロ 一般送配電事業者は、やむをえない事情がある場合には、前号にかかわらず、一般送配電事業者があらかじめ<u>定めた日</u>以外の日に検針を行うことがあります。なお、この場合であっても、一般送配電事業者があらかじめ<u>定めた日</u>に検針を行ったものとみなされます。</p> <p>ハ 一般送配電事業者は、お客さまへの電気の供給開始日から、<u>あらかじめ定めた</u>検針日までの期間が短い場合、本条(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行わないことがあります。この場合、供給開始日の直後の、<u>あらかじめ定めた日</u>に検針を行ったものとみなされる<u>場合があります</u>。</p> <p>ニ 一般送配電事業者は、前号に掲げる場合を除くほか、非常変災等特別の事情がある場合、第イ号にかかわらず、各月ごとに検針を行わないことがあります。この場合でも、検針を行わない月については、一般送配電事業者があらかじめ<u>定めた日</u>に検針を行ったものとみなされます。</p>
<p>15 料金の算定および算定期間</p>	<p>(1) 電気料金の算定期間は、次のイないしハの場合を除き、毎月、前月の計量日（当社があらかじめお客様に電力量または最大需要電力が電力量計に記録される日をいい、以下同様とします。）から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）とします。</p> <p>イ 電気の供給を開始し、再開し、もしくは中止し、または需給契約が終了した場合</p>	<p>(1) 電気料金の算定期間は、<u>下記</u>の場合を除き、毎月、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）とします。<u>ただし、14（使用電力量の計量および検針）(3)ハの場合であって、同(3)ハにもとづき一般送配電事業者があらかじめ定めた日に検針を行ったものとみなさなかった場合の料金の算定期間は、供給開始日からその直後に実際に検針が行われた日の前日までの期間といたします。</u></p> <p>イ 電気の供給を開始し、再開し、もしくは中止し、または需給契約が終了した場合</p>

	<p>ロ 契約種別、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合</p> <p>ハ 計量日の日数とその計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回る場合</p> <p>ニ (新設)</p>	<p>ロ 契約種別、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合</p> <p>ハ 計量期間の日数が、<u>前月の計量日が属する月の暦日数</u>に対し、<u>6日以上多かつた場合、または6日以上少なかつた場合</u></p> <p>ニ <u>その他当社が計量期間を1月とすることが適切ではないと判断した場合</u></p>																																																																																																																														
16 日割計算	<p>(1) 当社は、前条（料金の算定および算定期間）(1)イ、ロまたはハの場合、次により料金を算定いたします。</p> <p>イ 基本料金については、次の日割計算の基本算式により日割計算をいたします。ただし、15（料金の算定および算定期間）(1)ハに該当する場合、「計量期間の日数」を「暦日数」と読み替えることとします。</p> <p>1月の該当料金 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間の日数}}$</p>	<p>(1) 当社は、前条（料金の算定および算定期間）(1)イ、ロ、ハまたはニの場合、次により料金を算定いたします。</p> <p>イ 基本料金については、次の日割計算の基本算式により日割計算をいたします。ただし、15（料金の算定および算定期間）(1) <u>イのうち、電気の供給を開始した場合は「前月の計量日が属する月の暦日数」を「供給開始日が属する月の暦日数」に、需給契約が終了した場合は、「前月の計量日が属する月の暦日数」を「需給契約終了日が属する月の暦日数」にそれぞれ読み替えることとします。また、ロに該当する場合は、「前月の計量日が属する月の暦日数」を「前月の計量日から今月の計量日の前日までの日数」と読み替えることとします。</u></p> <p>1月の該当料金 × $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{前月の計量日が属する月の暦日数}}$</p>																																																																																																																														
36 解除等	<p>(1) 25（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解除することがあります。当該解除によって、お客さまは当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済していただきます。なお、この場合には、解除日の15日前までにその旨をお客さまにお知らせいたします。</p>	<p>(1) 25（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解除することがあります。当該解除によって、お客さまは当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済していただきます。なお、この場合には、解除日の15日前までにその旨をお客さまにお知らせし、<u>かかる解除日をもって本契約が終了するもの</u>といたします。</p>																																																																																																																														
別表 燃料費調整 単価算出係 数等	<p>別表：燃料費調整単価算出係数等</p> <p>お客さまの供給地点を供給区域とする一般送配電事業者ごとに、次のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="277 1617 794 2128"> <thead> <tr> <th rowspan="2">供給区域</th> <th colspan="3">係数</th> <th rowspan="2">燃料価格 X</th> <th rowspan="2">基準単価</th> </tr> <tr> <th>α</th> <th>β</th> <th>γ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道電力株式会社</td> <td>0.4699</td> <td>なし</td> <td>0.7879</td> <td>37,200</td> <td>18銭</td> </tr> <tr> <td>東北電力株式会社</td> <td>0.1152</td> <td>0.2714</td> <td>0.7386</td> <td>31,400</td> <td>20銭2厘</td> </tr> <tr> <td>東京電力株式会社 (注)</td> <td>0.1970</td> <td>0.4435</td> <td>0.2512</td> <td>44,200</td> <td>21銭7厘</td> </tr> <tr> <td>中部電力株式会社</td> <td>0.0275</td> <td>0.4792</td> <td>0.4275</td> <td>45,900</td> <td>21銭6厘</td> </tr> <tr> <td>北陸電力株式会社</td> <td>0.2303</td> <td>なし</td> <td>1.1441</td> <td>21,900</td> <td>14銭7厘</td> </tr> <tr> <td>関西電力株式会社</td> <td>0.0332</td> <td>0.3786</td> <td>0.6231</td> <td>25,500</td> <td>18銭6厘</td> </tr> <tr> <td>中国電力株式会社</td> <td>0.1543</td> <td>0.1322</td> <td>0.9761</td> <td>26,000</td> <td>22銭2厘</td> </tr> <tr> <td>四国電力株式会社</td> <td>0.2104</td> <td>0.0541</td> <td>1.0588</td> <td>26,000</td> <td>17銭9厘</td> </tr> <tr> <td>九州電力株式会社</td> <td>0.1490</td> <td>0.2575</td> <td>0.7179</td> <td>33,500</td> <td>16銭3厘</td> </tr> </tbody> </table>	供給区域	係数			燃料価格 X	基準単価	α	β	γ	北海道電力株式会社	0.4699	なし	0.7879	37,200	18銭	東北電力株式会社	0.1152	0.2714	0.7386	31,400	20銭2厘	東京電力株式会社 (注)	0.1970	0.4435	0.2512	44,200	21銭7厘	中部電力株式会社	0.0275	0.4792	0.4275	45,900	21銭6厘	北陸電力株式会社	0.2303	なし	1.1441	21,900	14銭7厘	関西電力株式会社	0.0332	0.3786	0.6231	25,500	18銭6厘	中国電力株式会社	0.1543	0.1322	0.9761	26,000	22銭2厘	四国電力株式会社	0.2104	0.0541	1.0588	26,000	17銭9厘	九州電力株式会社	0.1490	0.2575	0.7179	33,500	16銭3厘	<p>別表：燃料費調整単価算出係数等</p> <p>お客さまの供給地点を供給区域とする一般送配電事業者ごとに、次のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="890 1617 1378 2128"> <thead> <tr> <th rowspan="2">供給区域</th> <th colspan="3">係数</th> <th rowspan="2">燃料価格 X</th> <th rowspan="2">基準単価</th> </tr> <tr> <th>α</th> <th>β</th> <th>γ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道電力株式会社</td> <td>0.4699</td> <td>なし</td> <td>0.7879</td> <td>37,200</td> <td>18銭</td> </tr> <tr> <td>東北電力株式会社</td> <td>0.1152</td> <td>0.2714</td> <td>0.7386</td> <td>31,400</td> <td>20銭2厘</td> </tr> <tr> <td>東京電力パワー グリッド株式会社</td> <td>0.1970</td> <td>0.4435</td> <td>0.2512</td> <td>44,200</td> <td>21銭7厘</td> </tr> <tr> <td>中部電力株式会社</td> <td>0.0275</td> <td>0.4792</td> <td>0.4275</td> <td>45,900</td> <td>21銭6厘</td> </tr> <tr> <td>北陸電力株式会社</td> <td>0.2303</td> <td>なし</td> <td>1.1441</td> <td>21,900</td> <td>14銭7厘</td> </tr> <tr> <td>関西電力株式会社</td> <td>0.0332</td> <td>0.3786</td> <td>0.6231</td> <td>25,500</td> <td>18銭6厘</td> </tr> <tr> <td>中国電力株式会社</td> <td>0.1543</td> <td>0.1322</td> <td>0.9761</td> <td>26,000</td> <td>22銭2厘</td> </tr> <tr> <td>四国電力株式会社</td> <td>0.2104</td> <td>0.0541</td> <td>1.0588</td> <td>26,000</td> <td>17銭9厘</td> </tr> <tr> <td>九州電力株式会社</td> <td>0.1490</td> <td>0.2575</td> <td>0.7179</td> <td>33,500</td> <td>16銭3厘</td> </tr> </tbody> </table>	供給区域	係数			燃料価格 X	基準単価	α	β	γ	北海道電力株式会社	0.4699	なし	0.7879	37,200	18銭	東北電力株式会社	0.1152	0.2714	0.7386	31,400	20銭2厘	東京電力パワー グリッド株式会社	0.1970	0.4435	0.2512	44,200	21銭7厘	中部電力株式会社	0.0275	0.4792	0.4275	45,900	21銭6厘	北陸電力株式会社	0.2303	なし	1.1441	21,900	14銭7厘	関西電力株式会社	0.0332	0.3786	0.6231	25,500	18銭6厘	中国電力株式会社	0.1543	0.1322	0.9761	26,000	22銭2厘	四国電力株式会社	0.2104	0.0541	1.0588	26,000	17銭9厘	九州電力株式会社	0.1490	0.2575	0.7179	33,500	16銭3厘
供給区域	係数			燃料価格 X	基準単価																																																																																																																											
	α	β	γ																																																																																																																													
北海道電力株式会社	0.4699	なし	0.7879	37,200	18銭																																																																																																																											
東北電力株式会社	0.1152	0.2714	0.7386	31,400	20銭2厘																																																																																																																											
東京電力株式会社 (注)	0.1970	0.4435	0.2512	44,200	21銭7厘																																																																																																																											
中部電力株式会社	0.0275	0.4792	0.4275	45,900	21銭6厘																																																																																																																											
北陸電力株式会社	0.2303	なし	1.1441	21,900	14銭7厘																																																																																																																											
関西電力株式会社	0.0332	0.3786	0.6231	25,500	18銭6厘																																																																																																																											
中国電力株式会社	0.1543	0.1322	0.9761	26,000	22銭2厘																																																																																																																											
四国電力株式会社	0.2104	0.0541	1.0588	26,000	17銭9厘																																																																																																																											
九州電力株式会社	0.1490	0.2575	0.7179	33,500	16銭3厘																																																																																																																											
供給区域	係数			燃料価格 X	基準単価																																																																																																																											
	α	β	γ																																																																																																																													
北海道電力株式会社	0.4699	なし	0.7879	37,200	18銭																																																																																																																											
東北電力株式会社	0.1152	0.2714	0.7386	31,400	20銭2厘																																																																																																																											
東京電力パワー グリッド株式会社	0.1970	0.4435	0.2512	44,200	21銭7厘																																																																																																																											
中部電力株式会社	0.0275	0.4792	0.4275	45,900	21銭6厘																																																																																																																											
北陸電力株式会社	0.2303	なし	1.1441	21,900	14銭7厘																																																																																																																											
関西電力株式会社	0.0332	0.3786	0.6231	25,500	18銭6厘																																																																																																																											
中国電力株式会社	0.1543	0.1322	0.9761	26,000	22銭2厘																																																																																																																											
四国電力株式会社	0.2104	0.0541	1.0588	26,000	17銭9厘																																																																																																																											
九州電力株式会社	0.1490	0.2575	0.7179	33,500	16銭3厘																																																																																																																											

	<p>※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。</p> <p>※上記供給区域は一般送配電事業者の供給区域と同一のものとしします。</p> <p>(注) 東京電力株式会社については、事業の全部の譲渡、合併または会社分割（一般送配電事業の全部を承継させるものに限りします。）によって一般送配電事業を承継することについて、電気事業法にもとづく認可を受けてこの一般送配電事業を承継した会社を含みます。</p>	<p>※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。</p> <p>※上記供給区域は一般送配電事業者の供給区域と同一のものとしします。</p>
--	---	---

電気需給約款（高圧）

【 電気需給約款の変更内容 】

	現行	変更後
6 需給契約	(新設)	(5) 無契約状態で電気を使用しているお客さまから当社に対し本契約の申込みがあった場合、当社は、無契約期間について最終保障供給を受けたとするか、当該無契約状態の始期の日から遡って当社と契約していたとするかのいずれかをお客さまに選択していただくことにより、かかる本契約の申込みを受け付けるものとします。
9 供給の開始	(新設)	(3) 当社は、6(需給契約)(5)に基づきお客さまが無契約状態の始期より当社と契約していたとすることを選択された場合、当該無契約状態の始期の日を需給開始日とすることとします。
11 契約電力等	<p>(ハ) 常時供給メニューと同一計量される場合の自家発補給電力の使用電力量</p> <p>a 使用電力量は、自家発補給電力の供給時間中に計量された使用電力量から、次により決定する基準の電力に自家発補給電力の供給時間を乗じて得た値を差し引いた値といたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、自家発補給電力の使用のつど選択することは出来ません。</p> <p>(a) 常時供給メニューが標準電力であるお客さまの場合には、原則として次のいずれかを基準として各時間帯別に決定するものといたします。</p> <p>① 自家発補給電力の使用の前月または前年同月における常時供給メニューの平均電力</p> <p>② 自家発補給電力の使用の前3月間における常時供給メニューの平均電力</p> <p>③ 自家発補給電力の使用の前3日間における常時供給メニューの平均電力</p> <p>(b) 常時供給メニューが季節別時間帯別電力であるお客さまの場合には、原則として次のいずれかを基準として各時間帯別に決定するものといたします。</p> <p>① 自家発補給電力の使用の前月または前年同月における常時供給メニューの各時間帯別の平均電力</p> <p>② 自家発補給電力の使用の前3月間における常時供給メニューの各時間帯別の平均電力</p> <p>③ 自家発補給電力の使用の前3日間における常時供給メニューの各時間帯別の平均電力</p> <p>(c) 常時供給メニューが休日高負荷電力であるお客さまの場合には、原則として次のいずれかを基準として各平休日別に決定するものといたします。</p> <p>① 自家発補給電力の使用の前月または前年同月における常時供給メニューの平休日別の平均電力</p> <p>② 自家発補給電力の使用の前3月間における常時供給メニューの平休日別の平均電力</p> <p>③ 自家発補給電力の使用の前3日間における常時供給メニューの平休日別の平均電力</p>	<p>(ハ) 常時供給メニューと同一計量される場合の自家発補給電力の使用電力量は、原則として、自家発補給電力の供給時間中に計量された30分の使用電力量から、常時供給メニューの契約電力を2で除した値を差し引いた値といたします。</p> <p>ただし、自家発補給電力の継続した使用期間を通算して自家発補給電力の使用電力量を算定することが不適当と認められる場合は、自家発補給電力の供給時間中の各時間ごとに使用電力量から常時供給メニューの契約電力にその時間を乗じて得た値を差し引いた値の合計を自家発補給電力の使用電力量といたします。</p>

	<p>b 自家発補給電力の継続した使用期間を通算して自家発補給電力の使用電力量を算定することが不相当と認められる場合は、自家発補給電力の供給時間中の各時間ごとに使用電力量から本条(2)ロ(ハ)aにより定めた基準の電力にその時間を乗じて得た値を差し引いた値の合計を自家発補給電力の使用電力量といたします。</p> <p>c 自家発補給電力の使用電力量は、原則として自家発補給電力の最大需要電力に自家発補給電力の使用時間を乗じて得た値を越えないものといたします。</p>	
<p>14 使用電力量の計量および検針</p>	<p>イ 検針は、当社がお客さまに対しあらかじめお知らせした日（一般送配電事業者の供給地点の属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日（以下「検針の基準となる日」といいます。）および休日等を考慮して定められます。）において各月ごとに一般送配電事業者により行われ、お客さまが不在等のため一般送配電事業者が検針できなかった場合は、別の日に検針が行われます。</p> <p>ロ 一般送配電事業者は、やむをえない事情がある場合には、前号にかかわらず、一般送配電事業者がお客さまにあらかじめお知らせした日以外の日に検針を行うことがあります。なお、この場合であっても、一般送配電事業者がお客さまにあらかじめお知らせした日に検針を行ったものとみなされます。</p> <p>ハ 一般送配電事業者は、お客さまへの電気の供給開始日から、その直後の供給地点の属する検針区域の検針日までの期間が短い場合、本条(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行わないことがあります。この場合、供給開始日の直後の、供給地点の属する検針区域において検針を行うとされている日に検針を行ったものとみなされます。</p> <p>ニ 一般送配電事業者は、前号に掲げる場合を除くほか、非常変災等特別の事情がある場合、第イ号にかかわらず、各月ごとに検針を行わないことがあります。この場合でも、検針を行わない月については、一般送配電事業者がお客さまにあらかじめお知らせした日に検針を行ったものとみなされます。</p>	<p>イ 検針は、<u>原則として一般送配電事業者があらかじめ定めた</u>日において各月ごとに一般送配電事業者により行われ、お客さまが不在等のため一般送配電事業者が検針できなかった場合は、別の日に検針が行われます。</p> <p>ロ 一般送配電事業者は、やむをえない事情がある場合には、前号にかかわらず、一般送配電事業者があらかじめ<u>定めた</u>日以外の日に検針を行うことがあります。なお、この場合であっても、一般送配電事業者があらかじめ<u>定めた</u>日に検針を行ったものとみなされます。</p> <p>ハ 一般送配電事業者は、お客さまへの電気の供給開始日から、<u>あらかじめ定めた</u>検針日までの期間が短い場合、本条(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行わないことがあります。この場合、供給開始日の直後の、<u>あらかじめ定めた</u>日に検針を行ったものとみなされる<u>場合があります</u>。</p> <p>ニ 一般送配電事業者は、前号に掲げる場合を除くほか、非常変災等特別の事情がある場合、第イ号にかかわらず、各月ごとに検針を行わないことがあります。この場合でも、検針を行わない月については、一般送配電事業者があらかじめ<u>定めた</u>日に検針を行ったものとみなされます。</p>
<p>15 料金の算定および算定期間</p>	<p>(1) 電気料金の算定期間は、次のイないしハの場合を除き、毎月、前月の計量日（当社があらかじめお客様に電力量または最大需要電力が電力量計に記録される日をいい、以下同様とします。）から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）とします。</p> <p>イ 電気の供給を開始し、再開し、もしくは中止し、または需給契約が終了した場合</p> <p>ロ 契約種別、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合</p> <p>ハ 計量日の日数とその計量期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を</p>	<p>(1) 電気料金の算定期間は、<u>下記</u>の場合を除き、毎月、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）とします。<u>ただし、14（使用電力量の計量および検針）(3)ハの場合であって、同(3)ハにもとづき一般送配電事業者があらかじめ定めた日に検針を行ったものとみなさなかった場合の料金の算定期間は、供給開始日からその直後に実際に検針が行われた日の前日までの期間といたします。</u></p> <p>イ 電気の供給を開始し、再開し、もしくは中止し、または需給契約が終了した場合</p> <p>ロ 契約種別、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合</p> <p>ハ 計量期間の日数が、<u>前月の計量日が属する月の歴日数に対し、6日以上多かった場合、または6日以上</u></p>

	<p>上回り、または下回る場合 <u>ニ (新設)</u></p>	<p><u>少なかった場合</u> <u>ニ その他当社が計量期間を1月とすることが適切でない</u> <u>と判断した場合</u></p>																																																																																																																														
<p>16 日割計算</p>	<p>(1) 当社は、前条（料金の算定および算定期間）(1)イ、ロまたはハの場合、次により料金を算定いたします。</p> <p>イ 基本料金については、次の日割計算の基本算式により日割計算をいたします。ただし、15（料金の算定および算定期間）(1)ハに該当する場合、「計量期間の日数」を「暦日数」と読み替えることとします。</p> $1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間の日数}}$	<p>(1) 当社は、前条（料金の算定および算定期間）(1)イ、ロ、ハ<u>またはニ</u>の場合、次により料金を算定いたします。</p> <p>イ 基本料金については、次の日割計算の基本算式により日割計算をいたします。ただし、15（料金の算定および算定期間）(1) <u>イのうち、電気の供給を開始した場合は「前月の計量日が属する月の暦日数」を「供給開始日が属する月の暦日数」に、需給契約が終了した場合は、「前月の計量日が属する月の暦日数」を「需給契約終了日が属する月の暦日数」にそれぞれ読み替えることとします。また、ロに該当する場合は、「前月の計量日が属する月の暦日数」を「前月の計量日から今月の計量日の前日までの日数」と読み替えることとします。</u></p> $1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{前月の計量日が属する月の暦日数}}$																																																																																																																														
<p>第 36 条 解除 等</p>	<p>(1) 25（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解除することがあります。当該解除によって、お客さまは当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済していただきます。なお、この場合には、解除日の 15 日前までにその旨をお客さまにお知らせいたします。</p>	<p>(1) 25（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解除することがあります。当該解除によって、お客さまは当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済していただきます。なお、この場合には、解除日の 15 日前までにその旨をお客さまにお知らせし、<u>かかる解除日をもって本契約が終了するもの</u>といたします。</p>																																																																																																																														
<p>別表 燃料費調整 単価算出係 数等</p>	<p>別表：燃料費調整単価算出係数等</p> <p>お客さまの供給地点を供給区域とする一般送配電事業者ごとに、次のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="277 1420 794 1930"> <thead> <tr> <th rowspan="2">供給区域</th> <th colspan="3">係数</th> <th rowspan="2">燃料価格 X</th> <th rowspan="2">基準単価</th> </tr> <tr> <th>α</th> <th>β</th> <th>γ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道電力株式会社</td> <td>0.4699</td> <td>なし</td> <td>0.7879</td> <td>37,200</td> <td>18 銭</td> </tr> <tr> <td>東北電力株式会社</td> <td>0.1152</td> <td>0.2714</td> <td>0.7386</td> <td>31,400</td> <td>20 銭 2 厘</td> </tr> <tr> <td>東京電力株式会社 (注)</td> <td>0.1970</td> <td>0.4435</td> <td>0.2512</td> <td>44,200</td> <td>21 銭 7 厘</td> </tr> <tr> <td>中部電力株式会社</td> <td>0.0275</td> <td>0.4792</td> <td>0.4275</td> <td>45,900</td> <td>21 銭 6 厘</td> </tr> <tr> <td>北陸電力株式会社</td> <td>0.2303</td> <td>なし</td> <td>1.1441</td> <td>21,900</td> <td>14 銭 7 厘</td> </tr> <tr> <td>関西電力株式会社</td> <td>0.0332</td> <td>0.3786</td> <td>0.6231</td> <td>25,500</td> <td>18 銭 6 厘</td> </tr> <tr> <td>中国電力株式会社</td> <td>0.1543</td> <td>0.1322</td> <td>0.9761</td> <td>26,000</td> <td>22 銭 2 厘</td> </tr> <tr> <td>四国電力株式会社</td> <td>0.2104</td> <td>0.0541</td> <td>1.0588</td> <td>26,000</td> <td>17 銭 9 厘</td> </tr> <tr> <td>九州電力株式会社</td> <td>0.1490</td> <td>0.2575</td> <td>0.7179</td> <td>33,500</td> <td>16 銭 3 厘</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。 ※上記供給区域は一般送配電事業者の供給区域と同一のものとし、 (注) 東京電力株式会社については、事業の全部の譲渡、合併または会社分割（一般送配電事業の全部を承継させる</p>	供給区域	係数			燃料価格 X	基準単価	α	β	γ	北海道電力株式会社	0.4699	なし	0.7879	37,200	18 銭	東北電力株式会社	0.1152	0.2714	0.7386	31,400	20 銭 2 厘	東京電力株式会社 (注)	0.1970	0.4435	0.2512	44,200	21 銭 7 厘	中部電力株式会社	0.0275	0.4792	0.4275	45,900	21 銭 6 厘	北陸電力株式会社	0.2303	なし	1.1441	21,900	14 銭 7 厘	関西電力株式会社	0.0332	0.3786	0.6231	25,500	18 銭 6 厘	中国電力株式会社	0.1543	0.1322	0.9761	26,000	22 銭 2 厘	四国電力株式会社	0.2104	0.0541	1.0588	26,000	17 銭 9 厘	九州電力株式会社	0.1490	0.2575	0.7179	33,500	16 銭 3 厘	<p>別表：燃料費調整単価算出係数等</p> <p>お客さまの供給地点を供給区域とする一般送配電事業者ごとに、次のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="906 1420 1391 1930"> <thead> <tr> <th rowspan="2">供給区域</th> <th colspan="3">係数</th> <th rowspan="2">燃料価格 X</th> <th rowspan="2">基準単価</th> </tr> <tr> <th>α</th> <th>β</th> <th>γ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北海道電力株式会社</td> <td>0.4699</td> <td>なし</td> <td>0.7879</td> <td>37,200</td> <td>18 銭</td> </tr> <tr> <td>東北電力株式会社</td> <td>0.1152</td> <td>0.2714</td> <td>0.7386</td> <td>31,400</td> <td>20 銭 2 厘</td> </tr> <tr> <td><u>東京電力ホールディングス株式会社</u></td> <td>0.1970</td> <td>0.4435</td> <td>0.2512</td> <td>44,200</td> <td>21 銭 7 厘</td> </tr> <tr> <td>中部電力株式会社</td> <td>0.0275</td> <td>0.4792</td> <td>0.4275</td> <td>45,900</td> <td>21 銭 6 厘</td> </tr> <tr> <td>北陸電力株式会社</td> <td>0.2303</td> <td>なし</td> <td>1.1441</td> <td>21,900</td> <td>14 銭 7 厘</td> </tr> <tr> <td>関西電力株式会社</td> <td>0.0332</td> <td>0.3786</td> <td>0.6231</td> <td>25,500</td> <td>18 銭 6 厘</td> </tr> <tr> <td>中国電力株式会社</td> <td>0.1543</td> <td>0.1322</td> <td>0.9761</td> <td>26,000</td> <td>22 銭 2 厘</td> </tr> <tr> <td>四国電力株式会社</td> <td>0.2104</td> <td>0.0541</td> <td>1.0588</td> <td>26,000</td> <td>17 銭 9 厘</td> </tr> <tr> <td>九州電力株式会社</td> <td>0.1490</td> <td>0.2575</td> <td>0.7179</td> <td>33,500</td> <td>16 銭 3 厘</td> </tr> </tbody> </table> <p>※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。 ※上記供給区域は一般送配電事業者の供給区域と同一のものとし、</p>	供給区域	係数			燃料価格 X	基準単価	α	β	γ	北海道電力株式会社	0.4699	なし	0.7879	37,200	18 銭	東北電力株式会社	0.1152	0.2714	0.7386	31,400	20 銭 2 厘	<u>東京電力ホールディングス株式会社</u>	0.1970	0.4435	0.2512	44,200	21 銭 7 厘	中部電力株式会社	0.0275	0.4792	0.4275	45,900	21 銭 6 厘	北陸電力株式会社	0.2303	なし	1.1441	21,900	14 銭 7 厘	関西電力株式会社	0.0332	0.3786	0.6231	25,500	18 銭 6 厘	中国電力株式会社	0.1543	0.1322	0.9761	26,000	22 銭 2 厘	四国電力株式会社	0.2104	0.0541	1.0588	26,000	17 銭 9 厘	九州電力株式会社	0.1490	0.2575	0.7179	33,500	16 銭 3 厘
供給区域	係数			燃料価格 X	基準単価																																																																																																																											
	α	β	γ																																																																																																																													
北海道電力株式会社	0.4699	なし	0.7879	37,200	18 銭																																																																																																																											
東北電力株式会社	0.1152	0.2714	0.7386	31,400	20 銭 2 厘																																																																																																																											
東京電力株式会社 (注)	0.1970	0.4435	0.2512	44,200	21 銭 7 厘																																																																																																																											
中部電力株式会社	0.0275	0.4792	0.4275	45,900	21 銭 6 厘																																																																																																																											
北陸電力株式会社	0.2303	なし	1.1441	21,900	14 銭 7 厘																																																																																																																											
関西電力株式会社	0.0332	0.3786	0.6231	25,500	18 銭 6 厘																																																																																																																											
中国電力株式会社	0.1543	0.1322	0.9761	26,000	22 銭 2 厘																																																																																																																											
四国電力株式会社	0.2104	0.0541	1.0588	26,000	17 銭 9 厘																																																																																																																											
九州電力株式会社	0.1490	0.2575	0.7179	33,500	16 銭 3 厘																																																																																																																											
供給区域	係数			燃料価格 X	基準単価																																																																																																																											
	α	β	γ																																																																																																																													
北海道電力株式会社	0.4699	なし	0.7879	37,200	18 銭																																																																																																																											
東北電力株式会社	0.1152	0.2714	0.7386	31,400	20 銭 2 厘																																																																																																																											
<u>東京電力ホールディングス株式会社</u>	0.1970	0.4435	0.2512	44,200	21 銭 7 厘																																																																																																																											
中部電力株式会社	0.0275	0.4792	0.4275	45,900	21 銭 6 厘																																																																																																																											
北陸電力株式会社	0.2303	なし	1.1441	21,900	14 銭 7 厘																																																																																																																											
関西電力株式会社	0.0332	0.3786	0.6231	25,500	18 銭 6 厘																																																																																																																											
中国電力株式会社	0.1543	0.1322	0.9761	26,000	22 銭 2 厘																																																																																																																											
四国電力株式会社	0.2104	0.0541	1.0588	26,000	17 銭 9 厘																																																																																																																											
九州電力株式会社	0.1490	0.2575	0.7179	33,500	16 銭 3 厘																																																																																																																											

	<p>ものに限ります。) によって一般送配電事業を承継することについて、電気事業法にもとづく認可を受けてこの一般送配電事業を承継した会社を含みます。</p>	
--	--	--

電気需給約款（法人低圧）

【 電気需給約款の変更内容 】

	現行 (新設)	変更後
6 需給契約		<u>(4) 無契約状態で電気を使用しているお客さまから当社に対し本契約の申込みがあった場合、当社は、無契約期間について最終保障供給を受けたとするか、当該無契約状態の始期の日から遡って当社と契約していたとするかのいずれかをお客さまに選択していただくことにより、かかる本契約の申込みを受け付けるものとします。</u>
9 供給の開始	(新設)	<u>(3) 当社は、6(需給契約) (4)に基づきお客さまが無契約状態の始期より当社と契約していたことを選択された場合、当該無契約状態の始期の日を需給開始日とすることとします。</u>
14 使用電力量の計量および検針	<p>イ 検針は、当社がお客さまに対しあらかじめお知らせした日（一般送配電事業者の供給地点の属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日（以下「検針の基準となる日」といいます。）および休日等を考慮して定められます。）において各月ごとに一般送配電事業者により行われ、お客さまが不在等のため一般送配電事業者が検針できなかった場合は、別の日に検針が行われます。</p> <p>ロ 一般送配電事業者は、やむをえない事情がある場合には、前号にかかわらず、一般送配電事業者がお客さまにあらかじめお知らせした日以外の日に検針を行うことがあります。なお、この場合であっても、一般送配電事業者がお客さまにあらかじめお知らせした日に検針を行ったものとみなされます。</p> <p>ハ 一般送配電事業者は、お客さまへの電気の供給開始日から、その直後の供給地点の属する検針区域の検針日までの期間が短い場合、本条(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行わないことがあります。この場合、供給開始日の直後の、供給地点の属する検針区域において検針を行うとされている日に検針を行ったものとみなされます。</p> <p>ニ 一般送配電事業者は、前号に掲げる場合を除くほか、非常変災等特別の事情がある場合、第イ号にかかわらず、各月ごとに検針を行わないことがあります。この場合でも、検針を行わない月については、一般送配電事業者がお客さまにあらかじめお知らせした日に検針を行ったものとみなされます。</p>	<p>イ 検針は、<u>原則として一般送配電事業者があらかじめ定めた</u>日において各月ごとに一般送配電事業者により行われ、お客さまが不在等のため一般送配電事業者が検針できなかった場合は、別の日に検針が行われます。</p> <p>ロ 一般送配電事業者は、やむをえない事情がある場合には、前号にかかわらず、一般送配電事業者があらかじめ<u>定めた</u>日以外の日に検針を行うことがあります。なお、この場合であっても、一般送配電事業者があらかじめ<u>定めた</u>日に検針を行ったものとみなされます。</p> <p>ハ 一般送配電事業者は、お客さまへの電気の供給開始日から、<u>あらかじめ定めた</u>検針日までの期間が短い場合、本条(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行わないことがあります。この場合、供給開始日の直後の、<u>あらかじめ定めた</u>日に検針を行ったものとみなされる<u>場合があります</u>。</p> <p>ニ 一般送配電事業者は、前号に掲げる場合を除くほか、非常変災等特別の事情がある場合、イにかかわらず、各月ごとに検針を行わないことがあります。この場合でも、検針を行わない月については、一般送配電事業者があらかじめ<u>定めた</u>日に検針を行ったものとみなされます。</p>
15 料金の算定および算定期間	(1) 電気料金の算定期間は、次のイないしハの場合を除き、毎月、前月の計量日（当社があらかじめお客様に電力量または最大需要電力が電力量計に記録される日をいい、以下同様とします。）から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）とします。	(1) 電気料金の算定期間は、 <u>下記</u> の場合を除き、毎月、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます。）とします。 <u>ただし、14（使用電力量の計量および検針）(3)ハの場合であって、同(3)ハにもとづき一般送配電事業者があらかじめ定めた日に検針を行ったものとみなさなかった場合の料金の算定期間は、供給開始日からその直後に実際に検針が行われた日の前日までの期間といたします。</u>
	イ 電気の供給を開始し、再開し、もしくは中止し、ま	イ 電気の供給を開始し、再開し、もしくは中止し、ま

	<p>たは需給契約が終了した場合</p> <p>ロ 契約種別、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合</p> <p>ハ 検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回る場合</p> <p>ニ (新設)</p>	<p>たは需給契約が終了した場合</p> <p>ロ 契約種別、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合</p> <p>ハ 検針期間の日数が、<u>前月の検針日が属する月の暦日数</u>に対し、<u>6日以上多かった場合、または6日以上少なかった場合</u></p> <p>ニ <u>その他当社が検針期間を1月とすることが適切ではないと判断した場合</u></p>
16 日割計算	(1) 当社は、15 (料金の算定および算定期間) (1)イまたはロの場合、次により料金を算定いたします。	(1) 当社は、15 (料金の算定および算定期間) (1)イ、ロ、ハまたはニの場合、次により料金を算定いたします。
34 解除等	(1) 24 (供給の停止) によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解除することがあります。当該解除によって、お客さまは当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済していただきます。なお、この場合には、解除日の15日前までにその旨をお客さまにお知らせいたします。	(1) 24 (供給の停止) によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解除することがあります。当該解除によって、お客さまは当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済していただきます。なお、この場合には、解除日の15日前までにその旨をお客さまにお知らせし、 <u>かかる解除日をもって本契約が終了するもの</u> といたします。
別表4 日割計算の 基本算式	<p>別表4 (日割計算の基本算式)</p> <p>(1) 日割り計算の基本算式は、次のとおりといたします。</p> <p>イ 基本料金、最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割計算する場合</p> $1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間の日数}}$ <p>ロ 従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合</p> <p>(イ) 従量電灯1</p> $\text{最低料金適用電力量} = \text{最低使用電力量} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ $\text{第1段階料金適用電力量} = (\text{120キロワット時} - \text{最低料金適用電力量}) \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ <p>なお、第1段階料金適用電力量とは、最低料金適用電力量をこえ、120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> $\text{第2段階料金適用電力量} = 180 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ <p>なお、第1段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ、300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>(ロ) 従量電灯2、3</p> $\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ <p>なお、第1段階料金適用電力量とは、120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p>	<p>別表4 (日割計算の基本算式)</p> <p>(1) 日割り計算の基本算式は、次のとおりといたします。</p> <p>イ 基本料金、最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割計算する場合</p> $1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{前月の検針日が属する月の暦日数}}$ <p>ロ 従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合</p> <p>(イ) 従量電灯1</p> $\text{最低料金適用電力量} = \text{最低使用電力量} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{前月の検針日が属する月の暦日数}}$ $\text{第1段階料金適用電力量} = (\text{120キロワット時} - \text{最低料金適用電力量}) \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{前月の検針日が属する月の暦日数}}$ <p>なお、第1段階料金適用電力量とは、最低料金適用電力量をこえ、120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> $\text{第2段階料金適用電力量} = 180 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{前月の検針日が属する月の暦日数}}$ <p>なお、第1段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ、300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>(ロ) 従量電灯2、3</p> $\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{前月の検針日が属する月の暦日数}}$ <p>なお、第1段階料金適用電力量とは、120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p>

第2段階料金適用電力量＝ 180キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$

なお、第1段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ、300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ハ) (イ) または (ロ) によって算定された最低料金適用電力量、第1段階適用電力量、第2段階適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(二) 15 (料金の算定および算定期間) (1)ハに該当する場合は、(イ)及び(ロ)の

$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間の日数}}$ は $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$

といたします。

ハ 日割り計算に応じて電力量料金を算定する場合

(イ) 15 (料金の算定および算定期間) (1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 15 (料金の算定および算定期間) (1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、低圧電力のお客さまにおいて、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量地を確認にする場合は、その値によります。

二 日割り計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金(最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。)を算定する場合

(イ) 15 (料金の算定および算定期間) (1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 15 (料金の算定および算定期間) (1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

第2段階料金適用電力量＝ 180キロワット時× $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{前月の検針日が属する月の暦日数}}$

なお、第1段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ、300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ハ) (イ) または (ロ) によって算定された最低料金適用電力量、第1段階適用電力量、第2段階適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(二) (削除)

ハ 日割り計算に応じて電力量料金を算定する場合

(イ) 15 (料金の算定および算定期間) (1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 15 (料金の算定および算定期間) (1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また、低圧電力のお客さまにおいて、料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし、計量地を確認にする場合は、その値によります。

二 日割り計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金(最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。)を算定する場合

(イ) 15 (料金の算定および算定期間) (1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 15 (料金の算定および算定期間) (1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。

(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう前月の検針日が属する月の暦日数は、次のとおり読み替えるものといたします

	<p>イ 電気の供給を開始した場合 開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日まで日数といたします。</p> <p>ロ 需給契約が消滅した場合 消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。</p> <p><u>ハ (新設)</u></p> <p>(3) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は、次のとおりといたします。</p> <p>イ 電気の供給を開始した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日(開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。)の属する月の日数といたします。</p> <p>ロ 需給契約が消滅した場合 そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日(消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。)の属する月の日数といたします。</p> <p>(5) (1)から(3)にいう検針期間は、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合、計量期間と読み替えて適用します。この場合、検針日は計量日といたします。</p>	<p><u>す。</u></p> <p>イ 電気の供給を開始した場合 <u>供給開始日の属する月の暦日数</u>といたします。</p> <p>ロ 需給契約が消滅した場合 <u>本契約の終了(解約または解除を含み、以下同様とします。)日</u>が属する月の<u>暦日数</u>といたします。</p> <p><u>ハ 一般送配電事業者があらかじめ定めた検針日と翌月の検針日との間に電気の供給を開始し、かつ本契約を終了した場合、供給開始日の属する月の暦日数といたします。</u></p> <p><u>(3) 15 (料金の算定および算定期間) (1) ロに該当する場合の上記(1) イおよびロにいう前月の検針日が属する月の暦日数は、「前月の検針日から今月の検針日の前日までの日数」と読み替えるものといたします。</u></p> <p>(5) (1)から(3)にいう検針<u>日</u>は、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合、計量<u>日</u>と読み替えて適用します。この場合、検針日は計量日といたします。</p>
--	--	--

以上